

ハラスメント対策 経営者向けセミナー

経営者だからこそ知っておきたい鉄則

会社経営する上での
リスクを知っておきたい

ハラスメント対策が
もたらす影響とは？

ウチにはハラスメントはない
と思うが・・・？

パワハラにならないよう
従業員を指導するには？



2022年4月から中小企業でもパワハラ防止措置が義務化されています。
パワハラ、セクハラ、マタハラなどハラスメント対策の最新情報をわかりやすく解説します。

参加無料

日程

13

水

15:00~16:30
開場 14:30~

会場

静岡市清水区相生町6-17
清水産業・情報プラザ3階
研修室2

2024

11 /

19

火

15:00~16:30
開場 14:30~

申込

下記までお気軽にご連絡ください
申込締切：11月11日（月）

（両日、同じ内容です。）

講師

社会保険労務士は働くことに関する法律の専門家です
離職を防ぐ、社会保険加入などのご相談もお受けします

望月 数久（もちづき かずひさ）

りゅうじゅ社会保険労務士事務所 代表
特定社会保険労務士

[保有資格]

- ・国家資格キャリアコンサルタント
- ・両立支援コーディネーター
- ・健康経営アドバイザー
- ・（一社）プロティアン・キャリア協会認定ファシリテーター
- ・（一社）コミュニケーションスキル協会認定講師



明治大学法学部卒業後、静岡県庁に38年間勤務。コロナ禍の保健所で感染症担当の課長として超多忙な業務に従事。コロナが5類へ移行し、国際クルーズ船の日本への寄港が再開された時、清水港管理局の課長として日本の再開第1号の国際クルーズ船を受け入れた。2024年3月に県庁を退職、社会保険労務士事務所を開設。ハラスメント研修をはじめとする社員研修を得意とする。

〈 申込み・問合せ 〉

りゅうじゅ社会保険労務士事務所 静岡市清水区相生町6-17 清水産業・情報プラザ 708号室
携帯電話 090-7918-9587 メール kazuhisa-mochizuki@sr-ruj.com